明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○個人企業経済調査の平成二十二年度調査地域を定める件（**総務**五五一）　一
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**五七二）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**一七七七～一七九二）　一五
○自動車の装置の型式を指定した件（**国土交通**一三〇七～一三一三）　一六
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**一三一四～一三一七）　一九
○検査対象外軽自動車等の製作者の氏名又は名称及び住所を変更する旨の届出があった件（**同**一三一八）
○製作者等の氏名又は名称及び住所の変更の届出があった件（**同**一三一九、一三二〇）
○自動車の型式についての指定を取り消した件（**同**一三二一～一三二三）　二〇
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**一三二四～一三三〇）
○小型特殊自動車の製作を廃止した件（**同**一三三一～一三三三）　三
○原動機付自転車について製作廃止の届出があった件（**同**一三三四、一三三五）　三

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一〇八
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一〇九
会社その他
会社決算公告　一一二

告示

○総務省告示第五百五十一号

個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十二年度の調査地域を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月十六日

総務大臣　原口　一博

調査地域		備考
都道府県名	市町村名	
北海道	札幌市	
	函館市	イ
	旭川市	
	帯広市	ロ
	網走市	
	沙流郡日高町	
青森県	八戸市	
	十和田市	ロ
	つがる市	イ
	北津軽郡板柳町	ハ
	上北郡七戸町	ニ
岩手県	花巻市	
	釜石市	ハ
	八幡平市	ニ
宮城県	仙台市	
	気仙沼市	
	亘理郡亘理町	
秋田県	秋田市	ロ
	横手市	イ
	大館市	
山形県	鶴岡市	
	西村山郡河北町	ホ
	東置賜郡高畠町	ヘ
福島県	いわき市	
	白河市	イ
	二本松市	ロ
	東白川郡塙町	ハ
	田村郡小野町	ニ
茨城県	水戸市	ヘ
	日立市	ニ
	古河市	ホ
	笠間市	
	牛久市	
	筑西市	ハ
栃木県	小山市	ニ
	真岡市	
	那須塩原市	ハ
	下都賀郡壬生町	ヘ
	那須郡那珂川町	ホ
群馬県	前橋市	
	渋川市	ニ
	みどり市	ハ
	吾妻郡草津町	ロ
	邑楽郡大泉町	イ
埼玉県	さいたま市	
	川口市	ハ
	飯能市	ロ
	春日部市	ロ